

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月1日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 11 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	サービス建屋警備室換気空調設備において、温度調節器の不良(温度を調節しない)が認められたため、当該温度調節器を修理。	D	
2	3号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット(46-55)アキュムレータの液位スイッチ点検時、動作不良(フロートの動きが悪い)が認められたため、当該液位スイッチを修理。	D	
3	3号機	蒸気式空気抽出器作動蒸気圧力調節弁バイパス弁点検時、保温材の破損が認められたため、当該保温材を補修。	D	
4	3号機	主タービン軸受(#2~#10)リフトポンプ用テストスイッチ点検時、接点の劣化(接点抵抗大)が認められたため、当該スイッチを交換。	D	
5	3号機	復水系復水ポンプ(A)電動機点検時、軸電流検出用ケーブルの被覆に亀裂(止め金具部)が認められたため、当該ケーブルを補修。	D	
6	3号機	主復水器(B-2)水室点検時、格子下部のライニングに微少穴が認められたため、当該ライニングを補修。	D	
7	3号機	原子炉冷却材浄化系原子炉压力容器ドレン弁点検時、フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該電線管を交換。	D	
8	3号機	原子炉系給水ライン弁点検時、外側止め弁(A)及び逆止弁(A,B)のボンネット取付ボルトに固着(4本)が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	D	
9	3号機	原子炉冷却材浄化系循環ポンプ(A)吐出弁点検時、フレキシブル電線管接続部(コネクタ)に破損が認められたため、当該コネクタを交換。	D	
10	3号機	プロセス放射線モニタ機能検査の線源校正検査時、校正装置の不良(停止)が認められたため、検査を中断。	D	
11	3号機	原子炉給水ポンプ(B)タービン用ターニング装置点検時、各部(歯車キー、軸)に摩耗及びピニオン軸に指示模様が認められたため、当該部品を交換。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A<sub>S</sub> : 法令、安全協定に基づく報告事象  
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象  
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ  
電話 0240-30-7802